

【環境創出に関する行動計画書】 第3期活動（平成22年～24年）

1 環境創出協定第4条に基づく維持管理目標値及び将来目標値等

注：法令が適用されない項目等に関しては、「-」を記入する。		法令に基づく規制基準（公害防止条例基準値）	維持管理目標値	将来目標値及び到達目標年	自主検査の頻度
大気汚染（排出ガス）	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素				
水質汚濁（排出水）	pH BOD SS				
ダイオキシン類（焼却炉）					
ダイオキシン類（排出水）					
騒音	騒音の大きさ (dB)				2回/年
	昼 A地点	65以下	55以下	55以下	
	昼 B、C、D地点	65以下	60以下	60以下	
	朝・夕 A地点	60以下	55以下	55以下	
	朝・夕 B、C、D地点	60以下	60以下	60以下	
	夜 A、B、C、D地点	50以下	50以下	50以下	
	A地点は周辺に住居が存在するため目標値を下げて管理する。				
振動	振動の大きさ (dB)				2回/年
	昼 A地点	65以下	55以下	55以下	
	昼 B、C、D地点	65以下	60以下	60以下	
	夜 A地点	60以下	55以下	55以下	
	夜 B、C、D地点	60以下	55以下	55以下	
	A地点は周辺に住居が存在するため目標値を下げて管理する。				
産業廃棄物	プラスチック廃棄物中心		平成21年実績値を基準とし 平成22年度 10%削減	平成21年実績値を基準とし 平成24年度 30%削減	1回/月
中間処理施設	(該当無し)				
地下水検査	(該当無し)				

2 具体策及び予防処置

一 上記の目標値を達成させるための具体的な方策

- (1) 大気汚染 特定施設該当なし。
- (2) 水質汚濁 特定施設該当なし。
- (3) 騒音 設備の管理により異常音の発生を防ぐ。
維持管理目標値を法令の規制値より下げて管理する。
昼 B, C, D地点 65dB 以下 60dB 以下
- (4) 振動 設備の管理により異常振動の発生を防ぐ。
維持管理目標値を法令の規制値より下げて管理する。
昼 B, C, D地点 65dB 以下 60dB 以下
夜 B, C, D地点 60dB 以下 55dB 以下
- (5) 産業廃棄物 分別管理及びリデュース、リユース、リサイクルを徹底し削減に努める。

二 予防処置

- (1) 大気汚染 汚染につながる設備はない。
- (2) 水質汚濁 雨水を含む排水に対して分離槽を設置し管理している。
定期的に水質検査を実施して安全性を維持している。
- (3) 臭気 揮発性物質の使用を削減する。

3 廃棄物対策

ロスの削減に努め、廃棄物の発生量を抑制する。
軽量化、耐久性の向上等により環境影響を低くする製品の開発提供を目指す。
リサイクル材の活用を進める。

4 温室効果ガス排出抑制対策

- (1) CO2 排出量の年 1.2%削減を目標に掲げ活動を進める。
- (2) 緑化の推進
工場周辺に環境木を植樹し、剪定管理する。
- (3) 電気使用量の削減
エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、原単位当りのエネルギー使用量を前年比 1%削減する。
- (4) 発生する余熱の活用
事業活動の内容により有効に活用できる工程は現在無い。発生した場合は考慮する。
- (5) 作業車両及び自動車の対策
トラック便の運行を見直し配車効率を向上する。
作業車両・運送車両に対し、アイドリングストップ等の環境配慮を依頼する。

5 グリーン購入に関する具体的な内容

- (1) 事務用品等については、環境に配慮した商品を使用する。
- (2) 使用する資材等については、極力有害性のないものとする。
- (3) 調達先の選定については、環境に配慮した企業を優先とする。

6 その他の環境創出に関する対策

- (1) 環境配慮施設の増設検討
- (2) 公害発生施設の廃棄
- (3) クリーン度、省エネルギー仕様を考慮した照明、生産設備、運搬車両等への切り替えを図る。
- (4) 環境に配慮した製品の開発、提供をする。
 - ・ バイオマス樹脂を使用した商品を上市する。
 - ・ 顧客に省資源化の提案を進める。
 - ・ 新製品の軽量化を考慮する。
- (5) 工場周辺の環境美化活動を推進する。

以上